

第6章

地域福祉計画の推進に 向けて



第6章

地域福祉計画の推進に向けて

(1) 市民参画による計画の推進

- ① 地域福祉計画の策定や、地域福祉の推進について調査審議を行うため、吹田市地域福祉計画推進委員会を設置しています。同委員会は公募による市民委員や社会福祉を目的とする団体の代表者などから構成されています。定期的に同委員会の会議を開催し、計画の取組状況等について意見をいただきます。
- ② 地域福祉計画の進捗状況について、必要に応じて福祉関係団体等に意見や評価を求め、計画推進の参考とします。

(2) 行政の推進体制、進行管理等

- ① 地域福祉計画に関して市が行う施策の調整等を行い、また、施策の方向の確認や修正を行うために、庁内の各部局の代表者で組織する庁内推進委員会を設置しています。この委員会において計画の進捗管理を行い、地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進していきます。
- ② 様々な分野において地域の方との協働による地域福祉を推進するため、庁内の関係部局と横の連携を図り、各事業における地域福祉の視点からの取組を働きかけます。また、広く職員を対象とした研修を行い、地域福祉への意識向上を図ります。